



2026年5月29日

各位

会社名 株式会社 ティーケーピー
(コード番号: 3479 東証グロース)
代表者名 代表取締役社長 河野 貴輝
問合せ先 取締役 CFO 中村 幸司
(TEL. 03-5227-7321)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 割当日	2026年6月29日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 30,600株
(3) 発行価額	1株につき 1,628円
(4) 発行総額	49,816,800円
(5) 割当予定先	取締役3名 30,600株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(6) その他	・本新株発行は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を発行するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付は要しないこととします。 ※当該普通株式の公正な評価単価は、本日開催の取締役会の前営業日（2026年5月28日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,628円であり、その総額は49,816,800円です。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年1月14日開催の取締役会において、当社の取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2021年4月22日開催の取締役会において、本制度の対象を当社の取締役（社外取締役を除きます。）とするなど本制度の詳細を決議しております。また、2021年5月27日開催の第16回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与として発行又は処分される当社の

普通株式の総額を年額 200 百万円以内とすること及び総数を年 8 万株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

そして、当社は、2025 年 5 月 30 日開催の第 20 回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行することが承認されたことに伴い、同株主総会にてご承認いただいた金銭報酬枠とは別枠で、本制度に基づき、改めて取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）が当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年 8 万株以内とし、年額 200 百万円以内とすることにつき、ご承認をいただきました。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①対象取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、②対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 8 万株以内とし、年額 200 百万円以内とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、3 年間以上で当社取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役 3 名に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式 30,600 株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年6月29日（割当日）から2029年7月1日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当該喪失の時点をもって、割当日を含む月の翌月から当該喪失の日

を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（ただし、死亡による喪失の場合には本割当株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社の取締役の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、割当日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本新株発行は東京証券取引所の規則に定める支配株主との取引等には該当していません。しかしながら、本新株発行の割当てを受ける対象取締役のうち、当社代表取締役社長の河野貴輝氏は、自身が代表を務める資産管理会社である株式会社リバーフィールド等が保有する株式数も含め、当社の議決権の60.518%（2026年2月28日現在）を保有する株主であるため、当該当社取締役への発行につきましては支配株主との取引等と同等のものと判断しております。

（1）公平性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株発行は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続に従って行っています。また、発行内容及び条件等についても、上記「2. 発行の目的及び理由」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。

加えて、利益相反を回避するため、河野貴輝氏は、当社取締役会における本新株発行に係る審議及び決議に参加していません。

（2）少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株発行の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会において審議の上、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、河野貴輝氏とは利害関係のない監査等委員である取締役の全員より、本日付で、以下のとおり、取引の目的、手続の妥当性、対価の公正性、希薄化の影響、上場会社の企業価値向上等の観点から総合的に検討を行った結果、本新株発行にかかる決定は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を得ております。

① 本新株発行によって、対象取締役に企業価値向上に向けた新しいインセンティブが付与され、

対象取締役と株主との一層の価値共有が進み、当社の企業価値の拡大が期待されること

- ② 本新株発行の割当て及び割当数（30,600株）は、予め定められた基準及び手続に従って決定されるものであること
- ③ 本新株発行のための取締役会の審議及び決議には、利益相反を回避するため、特別利害関係人に該当する取締役は参加せず、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保されていること
- ④ 本新株発行は、2025年5月30日開催の第20回定時株主総会において決議された内容の範囲内で行われるものであり、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであると確認されていること

（3）コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

2026年5月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、当該取引が適法かつ適正な条件に基づき、かつ他の第三者との取引と同様に行われることを基本方針としております。また、支配株主と取引等を行う際には、取締役会において取引内容、取引条件および取引の妥当性等について審議し、決議することとしております。さらに、必要に応じ、弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の適法性・公正性の確保を図り、少数株主の権利を保護するよう努めております。」

本新株発行は、本日開催の取締役会において、上記「（1）公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」及び「（2）少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」に記載の措置を講じて、審議を行い決議に至っており、適正なものであって、上記指針に適合しているものと判断しております。

4. 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年5月28日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,628円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上